

大会競技基準

【得点判定基準】

技あり（得点）の獲得には、ダメージや気合・残心を考慮する。当たった技に対してダメージの大小に関わらず確実に入った技はポイントとなる場合がある。技が軽い・抜けていると判断したものは技ありにはならない。

【一本（ポイント5）】

- ・ 攻撃の後、足から崩れる状態・動きが止まった状態（頭部・胴部共に）
- ・ 戦意損失（一切対峙逃げる行為・泣き進行不可能の場合）
- ・ 主審・大会ドクター・救護が試合続行不可能と判断された場合
- ・ 5ポイント差がついた場合

※日本選手権の場合アマチュア大会である為、ダメージがある打撃に対してすぐに止めを掛けダメージ確認後主審の判断により早めに一本のジャッジを行います。

【技あり（ポイント）】

防具部分への

- ・ 突き
- ・ 蹴り（上段蹴りは2ポイント）
- ・ 打ち
- ・ 連続技（返し技も含む）
- ・ 転倒した相手への寸止め
- ・ 後ろを向いた相手への寸止め
- ・ バックハンドブロー（回転裏拳）
- ・ 蹴りを掴まれた際に蹴りが入った場合は技ありとなる
- ・ 相手が場外に出た場合

【有効技（但しポイントにならない）】

- ・ 足払い
- ・ 下段蹴り（一般のみ）
- ・ 崩し技・掛け技（掴んではならない）
- ・ 蹴り足を掴んでの攻撃（ワンキャッチワンアタック）但し、キャッチした後相手をコントロールしてはならない
- ・ 防具部分への膝蹴り（上段への膝蹴りは禁止）

【反則技及び危険行為・違反行為】

- ・ 防具や道着を掴む（把持）行為
- ・ 主審の「やめ」の後の攻撃
- ・ 倒れた相手への直接攻撃（片足・片手ついた状態も含む）
- ・ 頭突き及び金的攻撃

- ・ 上段への膝蹴り
 - ・ 蹴り足を持って相手をコントロール行為
 - ・ 消極的な試合行為（必要以上に時間を稼ぐ行為）
 - ・ 防具等の不備・防具不備による必要以上の遅延行為
 - ・ 選手や審判等への暴言・冒瀆行為及び審判がそれに相当すると判断した行為
 - ・ その他審判が危険・反則と判断した行為
 - ・ セCONDからの選手や審判等への暴言・冒瀆行為は違反とし見受けられるセCONDに対して警告し従わない場合は試合中止・失格とする（相手選手の勝ちとなる）
- ※日本選手権の場合アマチュア大会である為、腰より上に持ち上げての投げ技・落とす技は反則とする。

【警告・場外】

- ・ 反則・禁止行為をした場合、1回目は反則注意。2回目は相手へ技ありとなる。但し、審判が非常に危険であると判断した場合は最初から相手へ技ありとなる。また、続行が危険であると審判が判断した場合は反則負けとなる。
- ・ 場外へ足が出た場合は1回目から相手へ技ありとなる。

【失格】

- ・ 試合中に審判の指示に従わなかった場合
- ・ 選手や審判等への暴言・冒瀆行為及び審判がそれに相当すると判断した場合
- ・ 出場選手読み上げ際に遅れた場合
- ・ 規定の体重をオーバーし計測員が失格と判断した場合
- ・ 試合中にセCONDや選手以外の選手が試合場に上がった場合
- ・ その他審判が悪質と判断された行為

【出場停止処分】

- ・ 選手やセCOND等が悪質な行為・悪質な禁止行為をした場合、空手道の信用を失墜させる行為をした場合はその選手に対して出場停止処分とする（場合によっては道場単位で出場停止処分とする）
- ・ 審判の決定に対して執拗な野次・暴言・冒瀆行為も出場停止処分とする（場合によっては道場単位で出場停止処分とする）

【審議】

- ・ 判定において該当審判員・監査以外が審議に入る事は許されない
- ・ 試合の決定にあたり試合中又は試合後に異議申し立ては一切受け付けないものとする